

契約前に本書面をよくお読みください

(役務提供)

記

代表 ○○○

(クーリング・オフ)

第2条 甲は、本契約書の受領日から8日間は、書面により本契約を解除（クーリング・オフ）することができる。

2 前項の解除は、甲が契約を解除する旨の書面を発した日に効力を生じる。

3 第1項の解除に関して、甲は、手数料、商品の引き取り費用、既に提供を受けた役務の対価、違約金等の金銭の支払い義務を一切負わないものとする。

4 乙は、甲に対し、第1項の解除後、すみやかに、既に受領済みの第1条記載の代金を、甲が指定する銀行口座に振り込む方法により返金する。

(権利義務の譲渡禁止)

第3条 甲は、第三者に対して、本契約の当事者たる地位及び本契約から生じる権利義務について、承継、譲渡、担保設定その他一切の処分を行ってはならない。

(秘密保持)

第4条 甲は、個別指導内容等、乙の業務に関連する一切の事項について、役務提供期間経過の前後を問わず、第三者に漏洩してはならない。

(禁止事項)

第5条 甲は、役務提供期間経過の前後を問わず、以下の事項を行ってはならない。

(1)乙の役務提供を妨害すること

(2)乙を誹謗・中傷し、または評価を低下させる言動、SNSあるいはインターネット上への書き込み等を行うこと。

(3)乙の契約者に契約解除を勧誘し、または自己の役務提供に勧誘すること。

(4)本件役務と同一または類似の役務を第三者に提供すること。

(5)乙の事前の書面による承諾なく特別の関係にあるかのような表示をすること。

(違約金)

第6条 甲は、乙に対し、甲が前条の規定に違反した場合、〇〇〇円支払う。

(合意管轄)

第7条 本契約に関する紛争について、東京地方（簡易）裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とすることに合意する。

(反社会的勢力の排除)

第8条 甲及び乙は、自己又は自己の代理人若しくは媒介をする者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲又は乙は、前項の確約に反して、相手方又は相手方の代理若しくは媒介をする者が暴力団員等あるいは前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本契約を解除することができる。
- 3 甲又は乙が、本契約に関連して、第三者と下請け又は委託契約等（以下「関連契約」という。）を締結する場合において、関連契約の当事者又は代理若しくは媒介をする者が暴力団員等あるいは1項各号の一にでも該当することが判明した場合、他方当事者は、関連契約を締結した当事者に対して、関連契約を解除するなど必要など措置をとるよう求めることができる。
- 4 甲又は乙が、関連契約を締結した当事者に対して前項の措置を求めたにもかかわらず、関連契約を締結した当事者がそれに従わなかった場合には、その相手方当事者は本契約を解除することができる。
- 5 前項各号に該当する場合は、甲は、何らの催告なくして、直ちにこの契約を解除することができる。

（協議事項）

第9条 本契約に定めのない事項については、甲及び乙は誠意をもって協議の上これを解決するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年 月 日

甲 住所

氏名 印

乙 〒0000-0000
000000000000000000000000

電話番号0000-0000-0000

代表 000 印